議案第１９０号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（災害対策業務手当） 第３条　災害対策業務手当は、次に掲げる職員に支給する。 ⑴　災害発生時に庁外においてその対策業務に従事した職員 ⑵　消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定による協定に基づく要請を受けて災害が発生した本市の区域外の地域で行う業務若しくは同法第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊として行う業務又は大規模な災害として市長が定める災害発生時におけるその対策業務に従事した職員 ２　前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。 ⑴　前項第１号に掲げる職員　従事した日１日につき１，４４０円 ⑵　前項第２号に掲げる職員　従事した日１日につき２，８８０円	（災害対策業務手当） 第３条　災害対策業務手当は、災害発生時に庁外においてその対策業務に従事した職員に支給する。 ２　前項に規定する手当の額は、従事した日１日につき１，０００円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2　この条例による改正後のさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（災害対策業務手当の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第３条の規定に基づいて支給された災害対策業務手当は、改正後の条例の規定による災害対策業務手当の内払とみなす。